

令和5年広審第1号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年7月16日23時20分

島根県江津港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.93トン

登 録 長 8.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 18キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和54年6月に進水し、船体後部に操舵室を配したFRP製モーターボートで、同室前部左舷側に舵輪、同部右舷側に機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備していた。

(2) 江津港

江津港は、江の川河口に位置する北方に開けた港則法適用港で、同川河口左岸には、北端から北方に730メートル延びる左岸導流堤が築造され、江の川河口付近の右岸から同川中央あたりまで土砂が堆積してできた浅所（以下「右岸浅所」という。）が拡張していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年7月16日18時20分江津港の江川橋付近の係留地を発し、同港北方沖合の釣り場で釣りを行ったのち、23時00分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、今までの航行経験から右岸浅所の存在を承知しており、GPSプロッターに同浅所が表示されていたものの、夜間に帰港する際は、右岸浅所を避けるため江川橋中央の照明を船首目標とし、左岸導流堤北端付近で、同照明に向けて江の川左岸寄りを航行していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、23時10分江津灯台から265度（真方位、以下同じ。）790メートルの地点で、もやにより船首目標とする江川橋

中央の照明が見えなかったものの、針路を161度に定め、2.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

23時15分a受審人は、江津灯台から241度790メートルの地点に達したとき、右岸浅所まで330メートルとなり、その後同浅所に向首接近する状況であったが、江の川左岸に位置する工場煙突の明かりや同川右岸に位置する江津灯台の灯光の見え具合から、同川左岸寄りを無難に航行できるものと思い、GPSプロッターを活用して右岸浅所との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、右岸浅所に向首したまま続航し、23時20分江津灯台から219度900メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、右岸浅所に乗り揚げた。

当時、天候はもやで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視程は約1,500メートルであった。

乗揚の結果、船底に擦過傷を生じ、船内に浸水して主機などを濡損し、のち廃船処理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、江津港において、係留地に向けて帰港する際、船位の確認が不十分で、右岸浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、江津港において、係留地に向けて帰港する場合、右岸浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して同浅所との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、江の川左岸に位置する工場煙突の明かりや同川右岸に位置する江津灯台の灯光の見え具合から、同川左岸

寄りを無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、右岸浅所に向首接近する状況に気付かないまま進行して同浅所に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせたうえ、廃船させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 8 月 2 9 日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也